

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次のア、イ及びウに掲げる書類等を添付し、令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時までに電子入札システムへの入力による方法により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、電子入札システムへ添付できない資料等がある場合には、下記 5 の(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

当該資格の確認結果については、電子入札システムにより別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に 注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

福島県警察本部施設装備課長の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は福島県警察本部施設装備課長へ令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時までに提出し確認を受けること。

イ 確約書（様式任意（参考様式 2））

ウ 採寸確約書（様式任意（参考様式 3））

別紙仕様書別紙 2 に記載の品目について応札する場合は、指示のとおり採寸を行う旨の確約書を添付すること。

- (2) 紙入札により参加しようとする者（福島県電子入札運用基準（物品）（以下、「運用基準」という。）第 9 の規定に該当するものに限る。）は、「紙入札方式参加承諾願（運用基準第 1 号様

式)」を下記 5 の(1)で指定する日時及び場所に提出し、その承諾を得た場合に限り、下記 5 の(2)で指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加することができる。

なお、この場合において当該紙入札参加者又はその代理人は開札時に立ち会うものとする。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 5 月 1 3 日（水）午後 5 時 電子入札システムへの入力による。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、次に示す場所へ持参又は郵送により提出すること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号

福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

電話番号 0 2 4 - 5 2 1 - 7 4 1 3

(2) 入札書等の提出受付期間

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）午前 9 時から

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 0 時まで

電子入札システムへの入力による。

(3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 1 0 分

福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、運用基準第 1 2 の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、上記 4 の(2)によること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

入札書には、各品目の単価に各品目の予定数量を乗じて得た金額の合計金額を記載すること。

ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、1 着当たりの単価を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110 分の 100 に相当する金額**を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、入札書が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札受付票によって確認すること。

7 入札保証金

財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 の (3) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、運用基準第 13 の規定による方法にて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとするが、その日時及び方法については、別紙「再度入札の方法」による。
なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効（ただし、下記 12 の (4)～(6) に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (5) 紙による参加を承諾された者にあつては、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、運用基準、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、電子システムにより出納局入札用度課に令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時までに説明を求めることができる。
県は、電子入札システムにより回答書を登録するものとする。
- (2) 入札書（紙による参加を承諾された者に限る。）は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行すること

ができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 紙入札において委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (4) 紙入札において記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) IC カードを不正に使用して行った入札
- (10) 紙入札方式参加承諾のない者の行った紙入札
- (11) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行った入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で全品目の合計金額のうち最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする必要がある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 単価購入契約書（案）及び財務規則による。

17 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課

(nyusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp) 宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

再度入札の方法

1 再入札書の提出期限等

再入札書の提出期限等については次のとおりとする。

	区 分	月 日	時 間
1	再入札依頼通知（1回目）	令和8年5月25日	午前10時20分
2	再入札提出期限（1回目）	〃	午前10時49分
3	開札日時（1回目）	〃	午前10時50分
4	再入札依頼通知（2回目）	〃	午前11時00分
5	再入札提出期限（2回目）	〃	午前11時29分
6	開札日時（2回目）	〃	午前11時30分

※2回目の開札をもって決定しない場合については、別途指示する。

2 再度入札の通知方法等

当初の入札書の開札終了後及び再入札書の開札後に、電子入札システムを使用して速やかに再度入札の通知を行うので、システムを使用して入札に参加している者は、再入札通知後速やかに入札書を提出できる体制をとらなければならない。紙入札参加者に対してはその場において口頭により通知をする。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

単 価 購 入 契 約 書 (案)

品目、予定数量及び契約単価 防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）ほか計 3 品目
一式（単価契約）
内訳は別紙内訳書のとおり

契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

納 入 期 限 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の別途発注者が指定する日

納 入 場 所 及 び 納 入 方 法 福島県警察本部、警察学校、各警察署及び発注者の指示による。

契 約 保 証 金

上記物品を購入するについて発注者「 福 島 県 」を甲とし、 受注者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

（納入の通知）

第 2 条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第 3 条 甲は、納入の通知を受けた日から 10 日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第 4 条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前 2 条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第 5 条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第 6 条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後 1 年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

（有償延期及び遅延利息）

- 第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。
（天災地変、不可抗力等による無償延期等）
- 第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。
（代金の支払）
- 第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。
- 2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。
- 4 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。
（甲の解除権）
- 第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
 - 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
 - 三 乙が解除を申し出たとき。
 - 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
 - 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

第 16 条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（契約外の事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

印

乙 住 所

氏 名

調達 番号	品 目	予定 数量	単位	単価（円）
68	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）	7 0	着	
69	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）インナー着脱式（採寸料 込み）	2 7 0	着	
70	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）インナー着脱式アウター のみ	2 0 0	着	

計 3 品目

仕 様 書

○品目及び予定数量

防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）ほか計3品目 一式（単価契約）

調達番号	品 目	予定数量	（単位）
68	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型）	70	着
69	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型） インナー着脱式（採寸料込み）	270	着
70	防寒服Ⅱ種（ブルゾン型） インナー着脱式アウターのみ	200	着

計3品目

○納入場所 別紙1納入先一覧のとおり。

○納入期限 契約締結日から令和9年3月31日までの間の別途発注者が指定する日とする。

○確認事項

- 1 品目欄に「（採寸料込み）」の記載がある品目は、別紙2によること。
- 2 採寸及び納入等に要する一切の諸経費は契約単価に含まれること。
- 3 別紙3により事前に証明書等を提出すること。

○個別仕様書（寸法、規格及び品質等）

各品目ごとの仕様書は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧期間 公告した日から資格確認申請書の提出期限まで
- 2 閲覧時間 午前9時～午後5時まで（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）
- 3 閲覧場所 福島県出納局入札用度課 閲覧所
- 4 閲覧方法 事前に、福島県出納局入札用度課（電話 024-521-7413）に閲覧の予約を行い、閲覧する際には身分証を提示すること。

納品先一覧

名称	郵便番号	住所	電話番号
福島県警察本部	960－8686	福島県福島市杉妻町5－75	024-522-2151
福島県警察本部(装備センター)	960－2156	福島県福島市荒井字下笹森50	024-522-2151
福島県警察学校	960－8157	福島県福島市蓬莱町1丁目1－1	024-522-2151
福島警察署	960－8101	福島県福島市上町7－31	024-522-2121
福島北警察署	960－0231	福島県福島市飯坂町平野字江合2－8	024-554-0110
伊達警察署	960－0634	福島県伊達市保原町大泉字大地内61－4	024-575-2251
二本松警察署	964－0906	福島県二本松市若宮2丁目163－5	0243-23-1212
郡山警察署	963－8842	福島県郡山市字城清水23	024-922-2800
郡山北警察署	963－8047	福島県郡山市富田東3丁目109	024-991-0110
須賀川警察署	962－0831	福島県須賀川市八幡町19－7	0248-75-2121
白河警察署	961－0971	福島県白河市昭和町226－2	0248-23-0110
石川警察署	963－7846	福島県石川郡石川町字長久保185－2	0247-26-2191
棚倉警察署	963－5663	福島県東白川郡棚倉町大字流字森ノ内59－1	0247-33-0110
田村警察署	963－7704	福島県田村郡三春町大字熊耳字下荒井194	0247-62-2121
会津若松警察署	965－0021	福島県会津若松市山見町248	0242-22-5454
猪苗代警察署	969－3121	福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西100－1	0242-63-0110
喜多方警察署	966－0015	福島県喜多方市関柴町上高瀬字宮越537－10	0241-22-5111
会津坂下警察署	969－6551	福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下311	0242-83-3451
南会津警察署	967－0004	福島県南会津郡南会津町田島字大坪54－1	0241-62-1140
いわき中央警察署	973－8402	福島県いわき市内郷御厩町4丁目148	0246-26-2121
いわき東警察署	971－8151	福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19	0246-54-1111
いわき南警察署	974－8261	福島県いわき市植田町南町1丁目6－6	0246-63-2141
南相馬警察署	975－0033	福島県南相馬市原町区高見町1丁目262	0244-22-2191
双葉警察署	979－1112	福島県双葉郡富岡町中央二丁目19	0240-22-2121
相馬警察署	976－0037	福島県相馬市中野字寺前203－1	0244-36-3191

別紙 2

採寸及び納品

1 新規採用予定警察官の採寸について

(1) 採寸場所

福島県警察学校

(2) 採寸品目

ア 男女共通品目：冬・夏服（長袖）上衣、冬・夏ズボン、冬活動服上衣、雨衣Ⅰ種上下、防寒服Ⅱ種、短靴Ⅲ種、捜査活動服上下、捜査活動帽

イ 男性のみ品目：短靴Ⅰ種

ウ 女性のみ品目：冬・夏ベスト、短靴Ⅱ種

(3) 採寸予定日程及び予定者数

ア 警察官 A（1回目）及び警察官 B（1回目）

採寸予定日 6月末頃～7月初旬頃

採寸予定人数 約 300 人程度（男性 220 人、女性 80 人）

イ 警察官 A（2回目）及び警察官 B（2回目）

採寸予定日 10月末頃～11月初旬頃

採寸予定人数 約 300 人程度（男性 220 人、女性 80 人）

(4) その他

ア 採寸に必要な制服等の見本は施設装備課で準備する。

イ 採寸は警察官採用第二次試験と平行して実施する。

ウ 契約業者は男女、品目ごとに最低 1 名は確保すること。

エ 採寸するために必要なメジャー、筆記具等は契約業者で準備すること。

オ 男性用短靴Ⅰ種・女性用短靴Ⅱ種・短靴Ⅲ種については、各種サイズ等の見本を契約業者で準備すること。

2 納品について

(1) 納品後、製品に不具合があった場合は速やかに、無償で交換・補修等を行うこと。

(2) 製品は 1 着（個）ずつポリエチレン製の袋に入れ、各所属ごとに段ボール等に梱包すること。靴については 1 足ずつ箱に入れ、各所属ごとに段ボール等に梱包すること。

(3) 納品先については、別紙 1「納品先一覧」に納品すること。

(4) 不明な点は施設装備課に確認の上、適切に対応すること。

別紙 3

品質及び規格に関する提出書類等

1 各入札品目の生地規格

各仕様書のとおり

2 品目及び提出書類等

別紙 3 - 1 「添付書類等一覧」のとおり

3 提出期限及び場所

令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時まで

〒960-8686 福島市杉妻町 5 番 75 号

福島県警察本部警務部施設装備課装備第二係

4 その他

- (1) 生地については、福島県警察本部で示した生地規格及び色相基準値（色差 ΔE^* 0.5 以内）に適合し、縫製品が仕様書どおりであること。
- (2) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、福島県警察職員の立会検査に応じられること。

添付書類等一覧

			生地見本	生地見本 物性証明書	製品見本 又は縫製 検査試験 成績書	エンブレ ム試験 証明書	出荷引受証明書		縫製引 受書 (写)	会社内 容書類	製品見本
							生地	エンブレム			
3	男性警察官冬制服上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
4	男性警察官冬(活動)ズボン(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○		○			○	
5	男性警察官夏服上衣(長袖)(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
6	男性警察官夏服上衣(半袖)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
7	男性警察官冬活動服上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
8	男性警察官夏ズボン(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○		○			○	
9	男性警察官冬ワイシャツ	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
10	男性警察官合ワイシャツ	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター	○	○	○	○	○	○		○	
11	男性警察官雨衣Ⅰ種上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
12	男性警察官雨衣Ⅰ種下衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
13	男性警察官雨衣Ⅰ種上衣(白色片面)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
14	男性警察官雨衣Ⅰ種下衣(白色片面)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
15	男性警察官防寒服Ⅰ種上衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○				○			
16	男性警察官防寒服Ⅰ種下衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
19	男性警察官捜査活動服上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○	○			
20	男性警察官捜査活動服下衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○				
21	男性警察官夏捜査活動服上衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○	○			
22	男性警察官夏捜査活動服下衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○				
25	女性警察官冬制服上衣(採寸料込み)		○				○	○			
26	女性警察官冬(活動)ズボン(採寸料込み)		○				○				
27	女性警察官夏服上衣(長袖)(採寸料込み)		○				○	○			
28	女性警察官夏服上衣(半袖)		○				○	○			
29	女性警察官冬活動服上衣(採寸料込み)		○				○	○			
30	女性警察官夏ズボン(採寸料込み)		○				○				
31	女性警察官冬ベスト(採寸料込み)		○				○				
32	女性警察官夏ベスト(採寸料込み)		○				○				
33	女性警察官冬ワイシャツ		○				○	○			
34	女性警察官合ワイシャツ		○				○	○			
35	女性警察官雨衣Ⅰ種上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
36	女性警察官雨衣Ⅰ種下衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
37	女性警察官雨衣Ⅰ種上衣(白色片面)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
38	女性警察官雨衣Ⅰ種下衣(白色片面)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
39	女性警察官防寒服Ⅰ種上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○				○			
40	女性警察官防寒服Ⅰ種下衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
43	女性警察官捜査活動服上衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○	○			
44	女性警察官捜査活動服下衣(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○				

添付書類等一覧

			生地見本	生地見本 物性証明書	製品見本 又は縫製 検査試験 成績書	エンブレ ム試験 証明書	出荷引受証明書		縫製引 受書 (写)	会社内 容書類	製品見本
							生地	エンブレム			
45	女性警察官夏捜査活動服上衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○	○			
46	女性警察官夏捜査活動服下衣	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○			○				
47	男性警察官短靴Ⅰ種(紐つき)(採寸料込み)										○
48	男性警察官短靴Ⅱ種(紐なし)										○
49	女性警察官短靴Ⅱ種(ローファー)(採寸料込み)										○
52	短靴Ⅲ種(街頭活動用短靴)(採寸料込み)										○
53	長靴Ⅰ種										○
54	警備靴	一般財団法人 化学物質評価研究機構			○						○
58	警察官用靴下(3足1組)						○		○		○
59	出動服	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○							
66	捜査活動帽(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター					○				
68	防寒服Ⅱ種(ブルゾン型)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○				○			
69	防寒服Ⅱ種(ブルゾン型)インナー着脱式(採寸料込み)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○				○			
70	防寒服Ⅱ種(ブルゾン型)インナー着脱式(アウターのみ含む)	(一財)日本繊維製品品質技術セン ター		○				○			